

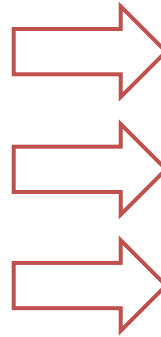
1. 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

郵政民営化法等（現行）

日本郵政保有の金融2社株式は
全部処分を目指す（できる限り早期に処分）

銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の
総務大臣への届出

（現行法に規定なし）



改正案

金融2社株式につき、全部処分を目指す。
「当分の間」、日本郵政に3分の1超保有義務

銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の
総務大臣認可

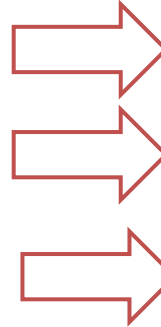
日本郵政と日本郵便・金融2社との協議、総務大臣
による必要な助言

2. 郵便局ネットワークの活用による地域住民の生活の支援

地域住民の利便の増進に資する業務を
任意業務として実施

（現行法に規定なし）

（現行法に規定なし）



公共的サービス（基盤的サービス）提供の本来業務化、
国、自治体等からの協議応諾義務

日本郵便による地域貢献業務を努力義務、
日本郵政に地域貢献基金の設置を義務付け

郵便窓口業務・基盤的サービス提供業務に係る
費用の一部に充てる交付金の創設
（財源：政府の日本郵政株式の配当金相当額・権利消滅した旧郵便貯金）

政府において検討することとされている事項

- 3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、次について検討。

- ①日本郵政の3分の1超保有義務の見直し
- ②金融2社への上乗せ規制の在り方



次回の郵政民営化の進捗に関する総合的な検証の際に、併せて検証結果を示す必要。

- 政府は、施行後2年を目途として、次について検討。

- ①日本郵政と日本郵便の合併、日本郵政グループの組織の在り方等
- ②郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策

※ 今年度交付金を参考に試算すると約650億円程度を想定。